

令和7年第4回東浦町議会定例会議案（追加分）

令和7年12月10日提出

目 次

議案第63号 東浦町職員等の旅費に関する条例の全部改正について ······	3
議案第64号 東浦町手数料条例の一部改正について ······	15
議案第65号 東浦町印鑑条例の一部改正について ······	19

議案第 63 号

東浦町職員等の旅費に関する条例の全部改正について

東浦町職員等の旅費に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 12 月 10 日提出

東浦町長　日　高　輝　夫

東浦町職員等の旅費に関する条例

東浦町職員等の旅費に関する条例（昭和 45 年東浦町条例第 6 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章　総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章　旅費の種目及び内容（第 9 条—第 20 条）

第 3 章　雑則（第 21 条—第 28 条）

附則

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項の規定に基づき公務のために旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行　本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行　本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張　職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任　新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- (5) 帰住　職員が死亡した場合において、その遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 家族　職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生

計を一にするものをいう。

- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (8) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者をいう。）その他の町長が規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、町と旅行役務提供契約（旅行業者等が町に対して旅行に係る役務その他の町長が規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 7 項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

- 第 3 条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。
- 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
- (1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から 3 月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- (4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- 3 職員が前項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号又は第 29 条第 1 項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
- 4 職員又は職員以外の者が、町の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第 1 項、第 2 項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第 3 項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他町長が定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で町長が規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 6 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他町長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は

一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で町長が規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、出張命令簿に当該旅行について必要な事項を記載したものを持たせなければならない。ただし、これを提示させるいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又は変更をすることができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、出張命令簿に当該旅行について必要な事項を記載させ、提示させなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊

費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの条例で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令権者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 前項に規定する給与の種類は、町長が規則で定める。

第2章 旅費の種目及び内容

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他町長が規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（町長、副町長及び教育長（以下「町長等」という。）に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（町長等が移動する場合には、最上級の直近下位の級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の直近上位の級（等級が3以上に区分された鉄道により町長等が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。ただし、鉄道を利用する移動に係る特別な事情がある場合として町長が規則で定める場合は、当該移動に要する運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他町長が規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（町長等に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（町長等が移動する場合には、最上級の直近下位の級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の直近上位の級（等級が3以上に区分された船舶により町長等が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。ただし、船舶を利用する移動に係る特別な事情がある場合として町長が規則で定める場合は、当該移動に要する運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他町長が規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とする

ものに限る。) の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 外国旅行の場合であって、町長等が移動するとき及び職員が著しく長時間にわたる移動として町長が規則で定めるものをするとき(次号に掲げる場合を除く。) 最下級の直近上位の級の運賃の額
- (2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により町長等が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
- (3) 航空機を利用する移動に係る特別な事情がある場合として町長が規則で定めるとき 当該移動に要する運賃の額
(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。ただし、旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を使用して旅行する場合は、1キロメートルにつき自動車の燃料の価格その他の事情を勘案して町長が規則で定める額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して町長が規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として町長が規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用と

し、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第 15 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して町長が規則で定める 1 夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、前 2 条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の 3 分の 2 の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の 3 分の 1 の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、第 1 項の町長が規則で定める 1 夜当たりの定額とする。ただし、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の 3 分の 1 の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前 3 項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第 16 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第 18 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して町長が規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第 17 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第 18 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定

に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

- 第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして町長が規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

- 第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して町長が規則で定める定額とする。

第3章 雜則

(退職者等の旅費)

- 第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務にある者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務にある者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- 2 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じ、退職等となる前の職務にある者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費とする。
- 3 第1項第2号の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 4 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項及び第2項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

- 第22条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した

旅費

- 2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）とする。
- 3 第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費とする。
- 4 遺族が前3項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（旅費の支給額の上限）

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第24条 任命権者は、旅行者が町長以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、町長に協議して定める旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第25条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

- 2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対

し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

第 26 条 任命権者は、町長等、議会の議員及び東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 9 号）に規定する職員の随員として旅行を命じたときは、これらと同額の旅費を支給することができる。

（旅費の返納）

第 27 条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、町長が規則で定める。

（委任）

第 28 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東浦町職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の東浦町職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が旧条例第 3 条第 5 項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が旧条例第 3 条第 5 項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第 3 条第 5 項及び第 6 項の規定は、これらの項に規定する者が同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第 3 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第 27 条の規定は、新条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

5 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 61 年東浦町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(給料) 第3条 町長等の給料月額は、別表のとおりとする。	(給料) 第3条 町長等の給料月額は、別表第 1 のとおりとする。
(旅費) 第8条 町長等が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。 2 <u>町長等の旅費の額及び支給方法については、東浦町職員等の旅費に関する条例（令和 7 年東浦町条例第 号）で定める。</u>	(旅費) 第8条 町長等が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。 2 <u>前項の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、死亡手当及び旅行雑費とする。</u>
(鉄道賃等の額) 第9条 鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、一般職の職員で 6 級の職にあるものの例による。	(鉄道賃等の額) 第9条 鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、別表第 2 のとおりとする。
(車賃等の額) 第10条 車賃、日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第 2 のとおりとする。	(車賃等の額) 第10条 車賃、日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第 2 のとおりとする。
(支度料等の額) 第11条 支度料及び死亡手当の額は、別表第 3 のとおりとする。	(支度料等の額) 第11条 支度料及び死亡手当の額は、別表第 3 のとおりとする。
(旅行雑費の額) 第12条 旅行雑費の額は、一般職の職員の例による。	(旅行雑費の額) 第12条 旅行雑費の額は、別表第 2 のとおりとする。
(旅費の支給方法等) 第13条 第8条から前条までに定めるもののほか、旅費の支給方法その他町長等の旅費については、一般職の職員の例による。	(旅費の支給方法等) 第13条 第8条から前条までに定めるもののほか、旅費の支給方法その他町長等の旅費については、別表第 2 のとおりとする。
(委任) 第9条 略	(委任) 第14条 略

別表第 2 及び別表第 3 を削り、別表第 1 を別表とする。

(東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年東浦町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(公務のための旅費に係る費用弁償) 第6条 略 2 旅行に係る費用弁償の額は、 <u>東浦町職員等の旅費に関する条例（令和7年東浦町条例第 号）</u> の例による。この場合において、職員の職務は、給与条例第4条第1項に規定する別表第1行政職給料表（一）における2級以下に相当するものとする。	(公務のための旅費に係る費用弁償) 第6条 略 2 旅行に係る費用弁償の額は、 <u>東浦町職員等の旅費に関する条例（昭和45年東浦町条例第6号）</u> の例による。この場合において、職員の職務は、給与条例第4条第1項に規定する別表第1行政職給料表（一）における2級以下に相当するものとする。

提案理由

職員等の旅費の額等を改めるため提案するものである。

議案第 64 号

東浦町手数料条例の一部改正について

東浦町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 12 月 10 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町手数料条例の一部を改正する条例

東浦町手数料条例（昭和 59 年東浦町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の附則及び別表を改正後の欄の附則及び別表に改める。

改正後						改正前					
附 則						附 則					
1 略						— 略					
2 令和 8 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までの間、別表第 1 印鑑登録証明 書の交付手数料の項、住民票又は戸籍の 附票の写しの交付手数料の項及び租税 に関する証明書の交付手数料の項中 「100 円」とあるのは、「10 円」とする。						別表第 1 (第 3 条関係)					
別表第 1 (第 3 条関係)											
手数 料の 名称	区分	単位	金額	徴収 の時 期	備考	手数 料の 名称	区分	単位	金額	徴収 の時 期	備考
印鑑 登録 証明 書の 交付 手数 料		1 枚 につ き	250 円 (多 機能 端末 機 (本 町の 電子 計算 機と 電気 通信 回線 で接)	略		印鑑 登録 証明 書の 交付 手数 料		1 枚 につ き	250 円	略	

続された
端末機
であつて、
証明書
その他の書類
を自動的に交付する機能
を有するもの
をいう。
以下同じ。)
により交付する場合にあつては、
100円)

身分証明書の交付手数料の項 略

住民 票又		1通 につ	250 円	略	
----------	--	----------	----------	---	--

身分証明書の交付手数料の項 略

住民 票又		1通 につ	250 円	略	
----------	--	----------	----------	---	--

は戸籍の附票の写しの交付手数料	き	(多機能端末機により交付する場合にあっては、100円)			は戸籍の附票の写しの交付手数料	き		
住民基本台帳の閲覧手数料の項から自動車の臨時運行許可申請に対する審査手数料の項まで 略								
租税に関する証明書の交付手数料	1通につき	250円 (多機能端末機により交付する場合にあっては、100円)	略		租税に関する証明書の交付手数料	1通につき	250円	略
不動産又は資産に関する証明書の交付手数料の項から優良住宅新築認定申請手数料の項まで 略								

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

提案理由

多機能端末機により交付する場合の印鑑登録証明書等の交付手数料を定めるため提案するものである。

議案第 65 号

東浦町印鑑条例の一部改正について

東浦町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 12 月 10 日提出

東浦町長　日　高　輝　夫

東浦町印鑑条例の一部を改正する条例

東浦町印鑑条例（平成 2 年東浦町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(印鑑登録証明書の交付申請) 第 10 条 略 2 略 <u>3 第 7 条第 3 項及び前 2 項の規定にかかる</u> <u>わらず、登録者は、電子署名等に係</u> <u>る地方公共団体情報システム機構の認</u> <u>証業務に関する法律（平成 14 年法律第</u> <u>153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人</u> <u>番号カード用利用者証明用電子証明書</u> <u>又は同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する</u> <u>移動端末設備用利用者証明用電子証明</u> <u>書を利用して、多機能端末機（本町の</u> <u>電子計算機と電気通信回線で接続され</u> <u>た端末機であって、証明書その他の書</u> <u>類を自動的に交付する機能を有するも</u> <u>のをいう。）により印鑑登録証明書の交</u> <u>付を申請し、その交付を受けることが</u> <u>できる。</u>	(印鑑登録証明書の交付申請) 第 10 条 略 2 略

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

提案理由

多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を可能にするため提案するものである。